

## 第91回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成30年10月18日(木)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成30年10月18日(木)午後1時50分
- 3 閉会の日時 平成30年10月18日(木)午後2時45分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町5番6号 勤労者福祉センター4階第2会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席14名 欠席 3名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	欠席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	欠席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	欠席			

### 6 農業委員以外の出席者

事務局	担当局長 森本 章男	参事監 箕浦 勝宏
	参事監 真田 明彦	担当課長 倭 信幸
	担当課長 佐藤 孝司	担当課長補佐 竹田 了久
	農地担当係長 奥山 英明	副主査 柴田 美佳
	副専門監 浦田 隆次	

### 7 傍聴者 0名

### 8 議 題

#### 第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について  
 (2) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について(地役権の設定)  
 (3) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について  
 (4) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について  
 (5) 転用事業計画変更承認申請について

別紙(6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)

別紙(7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)

別紙(8) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定及び転貸)

別紙(9) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の移転)

- 別紙 (10) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定・期間借地)  
別紙 (11) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の転貸・期間借地)  
(12) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について  
別紙 (13) 農地の競売に対する買受適格証明願 (耕作目的) について  
報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について  
(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について  
(3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について  
(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について  
(5) 農地改良届について  
第2号議案 農政関係等について

9 議事録署名委員の番号及び氏名

6番：賀門 義和          16番：信定 知福

10 議事の内容

議 長      みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第  
91回総会を開会します。(あいさつ)

議 長      議事録署名委員を指名します。6番 賀門 義和委員、16番  
信定 知福委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長      (議案訂正等の説明)

議 長      それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、  
を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請に  
ついての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いし  
ます。

奥山係長      1ページ1番、受人は大窪に居住し、世帯で約80アールの農地を耕作す  
る農業者ですが、増反により大窪の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関  
係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件  
をすべて満たしていると考えます。

2番、受人は中区御成町に居住し、約43アールの農地を耕作する農業者  
ですが、増反により尾上の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、受人は今岡に居住していますが、遺贈により今岡の畑を所有権移転し、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は下中野に居住し、約76アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により西野山町の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から4番の4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5番、受人は大崎に居住し、世帯で約93アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により大崎の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、受人は山上に居住し、世帯で約45アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により山上の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、受人は小山に居住し、世帯で約89アールの農地を耕作する農業者

ですが、受贈により大崎の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

8番、受人は大井に居住し、世帯で約64アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により大井の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

9番、受人は玉野市迫間に居住し、約3.5ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により上高田の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

受人は、所有農地の中に非耕作地が存在するため、協議会で協議した結果、所有農地の耕作状況について、さらに調査を要することから、保留意見となっています。

**議長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、5番から9番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、9番は保留意見、その他の4件については、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

**議長** 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 2ページ10番、受人は建部町下神目に居住し、約66アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町下神目の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は建部町土師方に居住していますが、建部町土師方の田と畑を所有権移転し、新規に就農しようとするものです。また、別紙議案の17ページ38番に記載されていますが、同時に建部町土師方の田に利用権を設

定しようとしています。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後、利用権設定と合わせると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議長** 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、10番と11番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 2ページ12番、受人は倉敷市西阿知町に居住していますが、藤田の畑に賃借権を設定し、新規に就農しようとするものです。賃借権の期間は、平成30年10月18日から1年間です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積50アールに達することから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は藤田に居住し、世帯で約1.8ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は玉野市広岡に居住し、世帯で約90アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により迫川の畑及び田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は迫川に居住し、世帯で約13.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により迫川の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関

係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小林委員 南区協議会で12番から15番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（1）については、中・中央地区1番から南区15番までの15件の内、9番を保留意見とし、14件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等（2）農地法第3条の規定に基づく許可申請について、地役権の設定の審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 3ページ1番、受人は惣爪の申請地の隣接地に居住していますが、申請地に住宅用の排水管を埋設するため、申請地に地役権を設定しようとするものです。期間は、許可後から永年です。農地の下部に管を埋設しても、上部の畑としての利用に支障がなく、許可は妥当と考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（2）については、北・吉備地区1番の1件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等（3）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 4ページ1番、平成28年12月農振除外済の案件です。転用目的は、農家住宅です。申請人は、家族4人で現住居にて生活していますが、現居所は、山の北側に位置しており、日照が十分でないこと、西側の県道からの進入路が狭く不便であったことから、申請地へ新たに農家住宅を建築するものです。なお、現住居は、倉庫として利用します。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続する住宅であり、申請人所有の土地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 4ページ2番、転用目的は、農地改良のための一時転用です。申請人は、平和町に居住する農業者ですが、平成30年7月18日、3条許可により取得した申請地を農地改良し、ブドウ栽培に利用しようとするものです。農地改良期間は、許可日から平成31年3月31日までです。

申請地は農用地ですが、農地改良の一時転用であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小林委員 南区協議会で、2番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 それでは申請等（3）については、中・中央地区1番から南区2番までの2件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。なお、2番は転用面積が3,000平方メートルを超えていますので、10月29日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議長 次に申請等（4）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5ページ1番、平成28年12月農振除外済の案件です。転用目的は、店舗です。  
申請人は、平成27年に設立され、広島県福山市に本店を置き、小売業を営んでおり、地域に密着したスーパーマーケット事業を展開しています。岡山県内では、岡山市、倉敷市、玉野市で11店舗経営しており、申請地は、岡山市街地や倉敷市方面への交通の利便性が優れていること、公共施設や商業サービス施設の立地が著しい地域であり十分な集客が見込めることから、既存非農地 8,532.62㎡と併せて、小売業を営む店舗を建築しようとするものです。なお、既存非農地の一部については、申請等（5）転用事業計画変更承認申請として同時申請されており、8ページ1番で審議していただきます。

農地区分は、駅から500メートル以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5ページ2番、転用目的は分家住宅です。申請人は、総社市駅南一丁目のアパートに居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、実家に近く両親の老後の面倒を看ることができ、また、休日には農業の手伝いも出来るので、母所

有の申請地を借り受け、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は店舗です。申請人は、昭和14年に設立され、東京都千代田区に本店を置き、小売業を主な事業としています。申請地は、国道180号及び市道に接しており多数の交通量があり、また、近隣には、工場、病院、民家等が多数あるため、店舗を運営することにより、多くの人々にサービスを提供できると考え、申請地に賃借権を設定し、店舗を建設しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は自己住宅です。申請人は北長瀬表町三丁目の借家に家族3人で居住していますが、子どもが生まれ家財道具が増えて住居が手狭となったため、夫婦の勤務先への通勤が便利になり都合のよい申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、転用目的は露天資材置場で、一時転用中です。平成30年5月に農振除外済みの案件です。申請人は、平成17年に設立され、高松原古才に本店を置き、土木工事を主な事業としています。申請人は、新庄下に作業員詰所・資材置場・駐車場を設置していましたが、手狭となり永続使用可能な代替地を探していましたが、その際、長期継続保守管理及び土木工事をを行う予定地が近くにあり、立地条件や面積が最適である申請地を選定し、賃借権を設定して露天資材置場として一時転用して使用していましたが、今後も露天資材置場として引き続き使用するため、永久転用の許可申請をするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、7番は、同じ地域ですので併せて説明いたします。転用目的は、いずれも自己住宅です。

6番、申請人は田中の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い

家財道具が増えて住居が手狭となったため、夫の勤務先へ近く、また、妻の実家にも近い申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

7番、転用目的は自己住宅です。申請人は撫川の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増えて住居が手狭となったため、夫婦の勤務先に近く、また、申請人の実家にも近い申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、転用目的は自己住宅です。申請人は花尻みどり町の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増えて住居が手狭となったため、夫の勤務先に近く便利であり、現居住地と生活環境が変わらない申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、転用目的は貸露天資材置場です。申請人は、建設業を営む法人の代表取締役ですが、現在、申請人個人が所有している本申請地の隣接地を貸露天資材置場として法人に賃借しています。同法人は、受注が増え、現在使用している資材置場だけでは、敷地が不足しており、既存の資材置場に隣接している申請地を法人代表者個人で取得し、転用後に法人に賃貸借しようとするものです。なお、申請地の取得資金は会社の代表取締役である譲受人が拠出先であり、税務上の理由から会社の代表取締役である個人名義で取得するものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、2番から9番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 6 ページ10番、11番は、関連がありますので、併せて説明いたします。  
10番、転用目的は地域密着型サービス事業者（グループホーム）です。申請人は昭和55年に設立され、埼玉県上尾市に本店を置き、不動産の管理業務等を主な事業としています。

申請人は、岡山市地域密着型サービス事業者の公募に選定され、閑静な場所でグループホームを建築するのに最適な土地であることから申請地を選定したもので、所有権移転し、施設建設後にグループ企業である法人に賃貸借して運営させるものです。

11番、転用目的は露天駐車場です。申請地の南側にグループホームを建設するにあたり、職員及び来客用の駐車場として隣接地である申請地を所有権移転し、転用後にグループ企業である法人に賃貸借するものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、10番から11番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 6 ページ12番、平成28年12月農振除外済みの案件で、転用目的は露天資材置場の敷地拡張です。申請人は、昭和50年に設立され、中畦に本店を置き、土木・建築業を主な事業としていますが、事業の拡大に伴い建築資材が増加したため、既存の資材置場に隣接している申請地に使用貸借権を設定し、露天資材置場を敷地拡張し一時転用中です。今後も引き続き使用するため、永久転用の許可申請をするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、敷地拡張に該当し、例外的に許可が可能です。

また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番から19番は、関連がありますので併せて説明いたします。転用目的はすべて自己住宅です。

13番、申請人は、北区平野の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の職場や妻の実家に近く子育ての協力を得やすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

14番、申請人は、東睦の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人は、北区撫川の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

16番、申請人は、北区西長瀬の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近く子育てに協力を得やすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

17番、申請人は、中区榎東町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人は、大福の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、実家に近く子育ての協力を得やすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人である夫は、藤田の実家に二世帯5人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となっており、また、妻は、現在、東広島市に単身赴任中ですが、来春、岡山市に戻ることにしたため、夫の職場に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、実家には引き続き両親と弟が居住します。

農地区分は、いずれも農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、平成30年5月農振除外済みの案件で、転用目的は分家住宅です。申請人は、藤田の実家に家族5人で居住していますが、結婚により家族が8人に増えることとなり現在の住居では手狭なため、実家に近く農業の指導を受けるのにも両親の面倒を看るのにも都合の良い、父所有の申請

地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番と22番は、同じ地域ですので併せて説明します。

21番、転用目的は自己住宅です。申請人は、北区中仙道の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、職場への交通アクセスが良く、妻の実家に近く助け合って生活できる妻の父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

22番、転用目的は露天駐車場です。申請人は、古新田の持家に家族3人で居住していますが、宅地内には駐車スペースがなく困っており、居宅に隣接した申請地を所有権移転し、露天駐車場にしようとするものです。

農地区分は、いずれも地域センターから500メートル以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番、申請人は、妹尾の社宅に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、生活環境や子どもの小学校区が変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

24番、平成30年5月農振除外済みの案件で、転用目的は分家住宅です。申請人は、倉敷市鳥羽の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、実家に隣接し農業を引き継ぐにも、両親の世話をするにも都合の良い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小林委員 南区協議会で、12番から24番までの13件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（4）については、中・中央地区1番から南区24番までの24件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等（5）転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 8ページ1番、この案件は、申請等（4）で審議していただきました5ページ1番と同時申請となります。当初計画では、自動車販売店・露天展示場の敷地拡張を行うものでしたが、事業見直しによる経営規模縮小により、事業の遂行を取り止めることとなったもので、承継者である申請人が小売店を営む店舗として引き続き事業を行うものです。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様に承認の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

2番、当初計画は、前々転用者より承継し自己住宅を建築するため、事業計画変更承認を受けましたが、その後、転勤により転用事業が遂行できなくなったものです。承継者は、現住居が子どもの成長に伴い手狭となったため、夫婦の勤務先に近く通勤が便利になる申請地に自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、

転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、2番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（5）については、中・中央地区1番から北・吉備地区2番までの2件を承認と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に別紙議案の、岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等（6）所有権の移転、申請等（7）利用権の設定、申請等（8）利用権の設定及び転貸、申請等（9）利用権の移転、申請等（10）利用権の設定・期間借地、申請等（11）利用権の転貸・期間借地を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 本年8月取りまとめの利用集積計画について説明します。別冊の議案をご覧ください。まず、（6）所有権の移転は、1ページ南区1番です。これは、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、所有者から財団への所有権移転です。次に、（7）利用権の設定は、2ページ中・中央地区1番から35ページ南区150番までです。（8）利用権の設定及び転貸は、36ページ中・中央地区1番から37ページ7番まで、（9）利用権の移転は、38ページ南区1番から8番まで、（10）利用権の設定・期間借地は、39ページ南区1番、（11）利用権の転貸・期間借地は、40ページ南区1番です。なお、期間借地は、麦作期間の権利設定になります。

件数等は、別紙の集計表をご覧ください。所有権移転と期間借地分を除く岡山市全体の集計と第一農業委員会の各地区ごとの集計です。第一農業委員会分を集計しますと、件数は全体が296件、新規が103件、更新が193件で、利用権の設定にかかわる面積の合計が1,271,464.21㎡、利用権の移転にかかわる面積の合計が

109,335.00㎡、利用権の転賃にかかわる面積の合計が20,006.00㎡となっています。

なお、別紙議案（7）の利用集積計画のうち、4ページから6ページ中・中央地区の17件、9ページから13ページ北・吉備地区の19件、16ページ御津建部地区の3件、18ページ御津建部地区の1件、26ページから27ページ南区の12件と35ページ南区の2件は、農地中間管理機構が貸し付け希望の農家から中間管理権を設定するための利用集積計画です。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、いずれも承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 では、申請等（6）から（11）までの農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

議長 次に申請等（12）農地法第3条の3第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 9ページ中・中央地区1番から12ページ南区14番までの14件で、権利の種類及び内容をご覧のとおりで、7番が遺贈による所有権取得、10番が持分放棄による所有権取得で、その他は、いずれも相続による所有権取得です。あつせん希望はありません。各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等（12）の14件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に申請等（13）農地の競売に対する買受適格証明願（耕作目的）についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 農地の競売に対する買受適格証明願（耕作目的）については、別紙議案41ページ1番の1件です。対象農地は、撫川の田で、増反を目的として競売農地を取得し

ようとするものです。入札期間が10月11日まででしたので、10月9日に願出人出席のうえで競売審査委員会を開催しました。協議の結果、許可要件をすべて満たすものと判断されましたので、買受適格証明書を交付しています。

以上、報告します。

議長 お聞きのとおり、報告がありました。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告（1）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、13ページ1番から6番までの6件です。

転用目的は、車庫1件、露天駐車場2件、自己住宅及び通路1件、分譲宅地1件、共同住宅1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（2）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、14ページ1番から15ページ12番までの12件です。転用目的は、自己住宅2件、共同住宅2件、分譲住宅地3件、露天駐車場2件、露天駐車場及び進入路1件、分譲宅地1件、住宅用地1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、16ページ1番から17ページ10番までの10件で、解約理由は転用目的が2件、耕作目的が8件です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、18ページ1番の1件で、農業用倉庫です。

最後に報告（5）農地改良届は、19ページ1番から2番までの2件で、内容は、果樹園1件、普通野菜畑1件です。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし

議長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 （1）平成30年度事業計画について

（2）その他

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他、何かありますか。

事務局 次回総会予定（11月19日（月）勤労者福祉センター4階第2会議室）  
柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時45分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員